

ハイペップ研究所 一般受託業務規定

制定 2002年3月29日 改訂 2015年10月1日

① 弊社からの別途のオファーの場合を除き、以下の条件下でお引き受けします。

◆ ターゲットに関する当方の質問事項がある場合は、文書にてすべてお答えいただきます。

◆ 別途取り決めが無い限り、実験はすべて市販のガラスあるいはプラスチック容器を用いて行います。この条件下でターゲットが不溶化したり活性が変化しないことは顧客側で保証されているものとします。また、非特異的吸着による非溶解等はないものとします。

◆ 用いるテクノロジーのトレーニングはこの契約には全く含まれません。実験記録は結果の記述のみとして提出します。ここには手法のプロトコルの詳細を含みません。合成の場合はその経路を開示いたしません（例外：共同研究、共著出版）。

◆ 別途契約が無い限り、試料の重量はバルクです。ペプチドやタンパク質の場合凍結乾燥品には通常酸が結合したり水が取り込まれております。正確な含量検定は別途契約下で行います。

② 免責事項：

◆ 顧客の御提供品

お客様からご提供いただいたサンプル、器具等を用いて受託業務を行った場合、それらが使用中に変質、故障、消失等が生じて、弊社はその責任を負いません。

◆ 納期

弊社は、必要な時間内で契約研究を実施するために最大限の努力をすることをお約束しますが、予期できない遅れが生じた場合には、状況を早急にお知らせします。しかし、このような予測できない遅れによって発生する費用や、いかなる損失に対しても責任を負いません。また、弊社がご提供するデータを用いて生じるいかなる損失、あるいはご提供するデータを基に行われるいかなる作業に対しても弊社はその責任を負いません。

③ 非排他的受託の確認：

受託業務では、類似したターゲット、あるいは本受託に用いる同一業務を他の顧客に対しても実施する可能性があることをあらかじめお断りします。弊社は別途契約が無い限り、委託者に対しあらゆる

排他的約束をいたしません。

④ 秘密保持契約：

この契約は相互に秘密保持を約束するものです。特に顧客が論文発表のように文書で公表するような場合を除いて、提供されるサービス、あるいはターゲットとする分子に関し、あらゆる情報を第三者に漏らさないという、双方の合意を含みます。ただし、次の場合を除きます。

◆ 公知である情報および両者各々の責によることなく、将来、公知となった情報であって、公知であることを各々が証明できるもの。

◆ 弊社において貴社から提供される以前に知得していたことを証明できるもの。あるいは弊社、貴社でその逆のケース。

◆ 権限を有する第三者から正式に取得した情報。

⑤ 弊社の受託業務は別途秘密保持契約有無に拘わらず第三者への開示はいたしません。本受託研究において用いられるかもしれない、知的所有権あるいは工業所有権に関し、支払い義務が生じた場合はすべて委託側の負担とします。特にそれら諸権利の存在の調査は受託側ではいたしません。受託後これらの諸権利の存在情報を入手した場合には委託側に連絡いたします。

⑥ データの取り扱い：

本契約下で提供されるすべてのデータは、弊社の文書による承諾なしに、いかなる第三者への譲渡、開示は行わないことを、お客様は誓約したものととして受託が開始されます。

⑦ 受託対価お支払い条件

費用支払いは別途取り決めが無い限り、**納品後 30日以内に現金による弊社指定の口座振り込みが原則**です。別途取り決めが無い限り、**お見積もり金額は代理店等の手数料・消費税などを一切含まない金額**です。送金お振り込みに関する一切の経費はお見積金額には含まれません。詳細はお取引規定をご参照ください。

株式会社 ハイペップ研究所

代表取締役 軒原 清史

